

# 国立大学法人高知大学教員選考規則

平成16年4月1日  
規則第21号

最終改正 平成22年3月31日規則第92号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学職員就業規則第5条及び第9条の規定に基づき、大学教員の採用及び昇任の選考に関し必要な事項を定める。

(教授の資格)

第2条 本学の教授の選考は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について、行わなければならない。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第3条 本学の准教授の選考は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について、行わなければならない。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- (3) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

- (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者  
(講師の資格)

第4条 本学の講師の選考は、次の各号のいずれかに該当する者について、行わなければならない。

- (1) 第2条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者  
(助教の資格)

第4条の2 本学の助教の選考は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について、行わなければならない。

- (1) 第2条各号又は第3条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者  
(助手の資格)

第5条 本学の助手の選考は、次の各号のいずれかに該当する者について、行わなければならない。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者  
(選考手続)

第6条 大学教員の採用及び昇任のための選考は、教授会等又は教育研究評議会の審議を経て学長が行う。

2 学長の裁量に基づく大学教員の採用及び昇任のための選考は、前項によらないことができる。

(選考基準)

第7条 本規則の実施に関し、具体的な選考基準は各部門等において、それぞれ別に定め

る。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 6 月 23 日から施行し、平成 17 年 5 月 1 日から適用する。

附 則（平成 19 年 3 月 12 日規則第 96 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 92 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。